

福岡市公報

令和 2 年 4 月 30 日 第6670号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目 次 | 次 一 | ページ |
|---|-----|-----|
| ○市税の収納事務の委託 (第145号)..... | | 1 |
| ○福岡市下水道使用料等の収納事務の委託 (第146号)..... | | 2 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (第147号)..... | | 2 |
| ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (第148号)..... | | 2 |
| 公 告 | | |
| ○一般競争入札の実施 (第101号)..... | | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (第102号)..... | | 4 |
| ○建築協定に係る公開による意見の聴取 (第103号)..... | | 4 |
| ○総合的設計による一敷地内の建築物の認定 (第104号)..... | | 4 |
| ○一の敷地とみなすことの認定の取消し (第105号)..... | | 5 |
| 水 道 局 | | |
| ○水道料金等の徴収又は収納の事務の委託 (告示第 3 号) | | 5 |
| ○指定代理納付者の指定 (告示第 4 号) | | 6 |
| 交 通 局 | | |
| ○福岡市高速鉄道係員規程の一部改正 (規程第24号) | | 7 |
| 教 育 委 員 会 | | |
| ○福岡市立市民センター条例施行規則の一部改正 (規則第20号) | | 8 |

告 示

福岡市告示第145号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、福岡市市税の収納の事務を次のように委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 委託事務 | 委託の相手方 | 委託期間 |
|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| コンビニエンスストアにおける福岡市市税の収納事務 | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |

福岡市告示第146号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、公金の収納事務を次のように委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 委託事務 | 委託の相手方 | 委託期間 |
|--|--------------------------------------|---------------------------|
| コンビニエンスストア等における福岡市下水道使用料、再生水料金及び下水道事業受益者負担金の収納事務 | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |

福岡市告示第147号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

市道

| 路線番号 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 指定の部分 |
|-------|---------|--------------------------------------|---------------|-------|
| 南8069 | 大橋駅前1号線 | 南区塩原三丁目380番1地先から 同 27番地先まで | 500 | 上下線 |
| 南8095 | 清水干隈線 | 南区柳河内一丁目436番317地先から 同 長住三丁目1番地先まで | 1070 | 上下線 |

福岡市告示第148号

土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければなら

らない区域をいう。)の全部について指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市城南区七隈八丁目7番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

公 告

福岡市公告第101号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

| 業 種 | 件 名 | 備 考 |
|-----|-------------------|--------|
| 建築B | 総合西市民プール外壁改修その他工事 | 総合評価方式 |
| | 総合図書館外壁改修工事 | |

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 配布方法
入札情報サービスシステムにより配布する。
URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>
福岡市契約情報ホームページ(入札・契約情報) > 入札情報サービスシステム(PPI)
 - (2) 期間
本公告の日から令和2年5月19日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間
午前6時から午後10時まで

福岡市公告第102号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区千早三丁目1番58、1番71の一部、1番77の一部、1番97の一部、1番130の一部、1番139から1番141まで、1番145の一部及び6番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市諏訪野町2378番地
高橋株式会社

福岡市公告第103号

建築基準法第76条の3第4項において準用する同法第72条の規定に基づき、関係人の出頭を求めて建築協定に係る公開による意見の聴取を行うので、次のように公告する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 意見の聴取に係る建築協定の名称

シエル箱崎建築協定

2 意見の聴取の日時

令和2年5月20日(水) 16時00分

3 意見の聴取の場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所4階 開発・建築調整課内会議室

福岡市公告第104号

建築基準法第86条第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一般地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所(住宅都市局建築指導部建築指導課)において一般の縦覧に供する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長

2 対象区域の位置

福岡市西区下山門団地1036番2, 1038番1, 1038番4, 1056番6, 1056番7, 1056番9, 1062番1の一部, 1183番6, 2061番, 2062番1, 3106番及び3107番1

3 認定番号

第2号

4 認定年月日

令和2年4月7日

福岡市公告第105号

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、同法第86条第1項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長

2 認定の取消しに係る対象区域の位置

福岡市西区下山門団地1036番2, 1038番1, 1038番4, 1056番6, 1056番7, 1056番9, 1062番1, 1183番6, 2061番, 2062番1, 3106番及び3107番1

3 認定の取消しに係る認定番号

第8号

4 認定の取消しに係る認定年月日

平成29年6月7日

5 認定の取消年月日

令和2年4月7日

水 道 局

福岡市水道局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務を次のように委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月30日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

| 委託事務 | 委託の相手方 | 委託期間 |
|--|---|---------------------------|
| 水道料金，下水道使用料（水道局が徴収するものに限る。以下同じ。）及び再生水料金の収納事務 | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |
| | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社 | |
| | 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン | |
| | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社 ファミリーマート | |
| | 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社 ローソン | |
| 水道料金，加入金及び手数料の徴収事務 | 福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号 公益財団法人 福岡市水道サービス公社 | |
| 水道料金，下水道使用料及び再生水料金の清算に係る徴収事務 | 福岡市南区玉川町9番12号 マイタウンサービス株式会社 | |

福岡市水道局告示第4号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき，指定代理納付者を次のように指定したので，福岡市水道局会計規程第18条の3第1項の規定により告示する。

令和2年4月30日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

| 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 | 指定代理納付者に納付させる歳入 | 指定の期間 |
|--|--|---------------------------|
| 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 イオンクレジットサービス株式会社 | 水道料金、下水道使用料（福岡市水道事業管理者事務委任規則（昭和35年福岡市規則第69号）第2号の規定に基づき、水道事業管理者が事務の委任を受けたものに限る。以下同じ。）、再生水料金 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |
| 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社 クレディセゾン | | |
| 東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社 ジェーシービー | | |
| 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 株式会社 セディナ | | |
| 東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 | | |
| 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 ユーシーカード株式会社 | | |
| 横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20号 ライフカード株式会社 | | |

交 通 局

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和2年4月30日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

福岡市交通事業管理規程第24号

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道係員規程（平成16年福岡市交通事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「運輸部乗客サービス課管区駅副駅長」の次に「及び同課天神管区駅姪浜駅長」を加える。

第13条中「管区駅副駅長」の次に「（運輸部乗客サービス課天神管区駅姪浜駅長を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 運輸部乗客サービス課天神管区駅姪浜駅長は、天神管区駅長の命を受け、姪浜駅に関する特定の業務を処理するとともに、天神管区駅事務助役、天神管区駅総括駅務助役、天神管区駅駅務助役及び天神管区駅駅務員を指揮監督する。

第44条中「施設部橋本車両工場検車係員（以下「橋本車両工場検車係員」という。）」

を「施設部橋本車両工場検車係員（以下「橋本車両工場検車係員」という。）

施設部橋本車両工場主査（車両運用等担当）（以下「車両運用等担当主査」という。）に改める。

第88条の次に次の1条を加える。

（車両運用等担当主査）

第88条の2 車両運用等担当主査は、橋本車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、橋本車両基地構内における車両等の運転及び運用計画等に関する業務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年4月30日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第20号

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和52年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「福岡市立西市民センター専用駐車場」を「福岡市立城南市民センター専用駐車場及び福岡市立西市民センター専用駐車場」に改める。

第22条第1項第7号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「療育手帳等」という。）」を、「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第22条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 市内に居住する心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車

別表第1福岡市立中央市民センター専用駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------|-------------|
| 福岡市立城南市民センター専用駐車場 | 福岡市城南区片江五丁目 |
|-------------------|-------------|

別表第3備考中「福岡市中央図書館」の次に「福岡市城南図書館」を加える。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。